

【特定障害者特別給付費関係】

○特定障害者特別給付費の支給

(問) 2019年6月1日に特定障害者特別給付費の支給申請を受けた際に、申請者から公的年金を受給しているとの申し出があったため、日本年金機構へ照会を行い、その受給状況を確認し、特定障害者特別給付費の額の算定事務における特定障害者の区分を確認する。申請者は、負担限度額告示別表第一に定める特定障害者の区分三に該当するか。

試験用個人番号：[192083788913]

(解答) 負担限度額告示別表第一に定める特定障害者の区分三に該当しない。

<解説>

- 申請者のマイナンバーで、日本年金機構に照会すると(照会条件:既定(デフォルト))、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、情報照会結果が得られる。
- これによると、申請者は、障害基礎年金を受給しているものの、障害等級は2級(「障害等級コード」)であるため(※)、負担限度額告示別表第一に定める特定障害者の区分三に該当しないことが確認できる。
- ※ 障害等級コードに1級と表示された場合は、情報照会マニュアルに従い、その全額が支給停止されていないかどうかを確認する。年金が全額支給停止されている場合、「年金支給額情報」がゼロと表示される。全額支給停止されている場合は、特定障害者が負担限度額告示別表第一の区分三に該当するものであるかを情報連携によって確認することはできない。
- なお、申請者に関する年金受給の経過等は以下の通り。
 - 2005(平成17)年3月:障害基礎年金支給開始
 - 2018(平成30)年4月:基本額改定
 - 2019(令和元)年6月:特定障害者特別給付費の支給の申請

(情報照会結果画面のイメージ) ※必要な項目を抜粋

新法障害基礎年金情報(20歳前障害初診日分)	
年金の種類(年金コード)	6350
年金基本情報	
受給権発生年月日	2005-03-24
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	779300